

美浦村公認地域クラブ認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校部活動に代わりうる活動としてクラブ活動を実施する地域団体等（以下「地域クラブ」という。）の公認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公認の定義)

第2条 この要綱において、公認とは美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）地域クラブを認定し、公認資格を付与することをいう。

(対象となる地域クラブ)

第3条 公認の対象となる地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 中学生が参加できるクラブであること。
- (2) 活動拠点は原則として美浦村内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (4) 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (5) 以下の要件を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 以下に掲げる役員を置くことが記載されていること。ただし、監事が代表、副代表、または会計を兼ねることはできないものとする。
 - (ア) 代表 (イ) 副代表 (ウ) 会計 (エ) 監事
 - オ 総会について記載されていること。
 - カ 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (6) 教育委員会が主催する指導者研修（以下「指導者研修」という。）を受講し、「美浦村教育委員会公認指導者」として登録されている役員または指導者が運営に携わること。
- (7) 次に掲げる部活動の意義を正しく理解するとともに、成績などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

ア 部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。

イ 部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

(8) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。

(9) 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト及び精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような活動日数及び活動時間を設定すること。

(10) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

(公認の申請)

第4条 公認を受けようとする地域クラブの代表者は、公認地域クラブ認定申請書(様式第1号)、地域クラブ認定要件確認書(様式第2号)、規約又は会則及びその他クラブ活動の概要がわかる資料を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の申請書のほか必要な資料の提出を求めることができる。

(認定の決定)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、第3条に規定する基準に適合するか審査し、公認の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により地域クラブを公認した場合には、地域クラブ公認通知書(様式第3号)により当該認定申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による公認に際し、条件を付することができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により地域クラブの公認を不認定した場合には、地域クラブ非公認通知書(様式第4号)により当該認定申請者に通知するものとする。

(認定の取消)

第6条 教育委員会は、公認を受けた地域クラブが、第3条に掲げた条件のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、取

消通知書（様式第5号）により当該公認を取り消すことができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域クラブの公認に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
（読み替え）
- 2 この訓令が施行された後、指導者研修を実施するまでの間に公認の申請があった場合は、第3条第6号の規定中「受講」とあるのは「受講予定」と、「登録されている」とあるのは「登録予定」と読み替えるものとする。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

公認地域クラブ認定申請書

美浦村教育委員会 御中

団体名

代表者

様式第2号の公認地域クラブ認定要件を確認し、下記のとおり公認地域クラブの認定を申請します。

記

- 1 団体・クラブ名
- 2 代表者名
- 3 電話番号
- 4 住所
- 5 活動種目名
- 6 活動内容
- 7 募集対象
- 8 活動場所及び活動時間
- 9 月謝、用具費用などの保護者負担

様式第2号（第4条第1項関係）

公認地域クラブ認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

クラブの組織に関すること

- 村内の中学生が参加できるクラブであること
- 活動拠点は原則として美浦村内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと
- 営利目的を主とした運営でないこと
- 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること
- 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること
 - ・目的が記載されていること
 - ・入退会について記載されていること
 - ・会費について記載されていること
 - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ①代表 ②副代表 ③会計
 - ④監事（代表、副代表、会計を兼ねることはできない）
 - ・総会について記載されていること
 - ・生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 美浦村教育委員会が主催する指導者研修を受講し、「美浦村教育委員会公認指導者」として登録されている役員または指導者が運営に携わること

裏面へ続く

クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 次に掲げる部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

【部活動の意義】

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
 - (2) スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
 - 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような活動日数及び活動時間を設定すること。
 - 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

様式第4号（第5条第4項関係）

美 生 第 号
年 月 日

公認地域クラブ不認定通知書

団体名
代表者 様

美浦村教育委員会

年 月 日に申請のあった、貴クラブの公認申請について、下記の理由により不認定します。

記

不認定の理由

様式第5号（第6条関係）

美 生 第 号
年 月 日

公認地域クラブ公認取消通知書

団体名
代表者 様

美浦村教育委員会

年 月 日美生第 号で認定した、貴クラブの公認について、
下記の理由により取り消します。

記

- 1 クラブ名
- 2 取消の理由